

## 西播磨県民局後援名義の使用等の承認に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 西播磨地域の各市町及び各種団体等が行う大会等の行事または表彰行事（以下「行事」という。）について、西播磨県民局の後援名義の使用承認または西播磨県民局長賞（以下「局長賞」という。）の交付を承認する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (承認の基準)

第2条 西播磨県民局長（以下「局長」という。）は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、後援名義の使用の承認または局長賞の交付の承認を行うものとする。

- (1) 県施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 県民一般を対象とするもの
- (4) 申請団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

### (申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）を局長に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催者（団体）名
- (6) 局長賞の場合は局長賞の内容（交付点数）
- (7) その他参考事項（行事の開催要領、募集要綱、副賞の有無、行事の実施責任者等）

### (承認の通知)

第4条 局長は、第2条の後援名義の使用または局長賞の交付を承認したときは、使用を承認した旨の通知書（様式第2号）を申請者あて送付するものとする。

### (承認の取消)

第5条 局長は、第2条の承認を行った後に、行事が同条の基準に反することとなった場合には、当該承認を取り消すものとする。

### (実施報告)

第6条 第2条の承認を受けた主催者は、行事の終了後、速やかに実施報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、局長に提出しなければならない。

### (その他)

第7条 後援名義の使用承認または局長賞の交付承認に関して、この要綱により難しい事項については、別途定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成13年9月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。